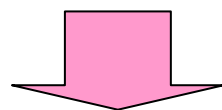


雇用、福祉、教育等の連携による就労支援

雇用・福祉・教育のネットワーク(利用者にとって)

- 1 ライフステージを通じて、必要な時期に、適切な支援を受けることが可能に。
- 2 就労に関して起こりうる様々な問題に関して、適切な分野の支援を受けることが可能に。
- 3 どの窓口へ行っても、必要な支援に結びつく。



安心感を持って、様々なステップにチャレンジできることにより、ニーズに合った就労が可能に。

雇用・福祉・教育のネットワーク(支援者にとって)

現状と問題点

1 各分野の「就労支援」の在り方に関するイメージの不一致

【具体的な問題点】

- ・ 他の分野が各分野にどのようなニーズを持っているかが分からない。
- ・ 障害者本人の能力に関する評価が、各分野ごとに共通していない。
- ・ 教育・福祉分野において、障害者の就労を「ハードルの高いもの」と思いがち。

2 ライフステージごとに支援が分断されがちである

【具体的な問題点】

- ・ 支援が分断されることへの不安から、利用者が一つの分野に滞留する傾向。

3 最初に支援を求める分野によって、支援の方向性が規定される傾向がある

【具体的な問題点】

- ・ 各分野それぞれで、支援を自己完結させようとする傾向。
- ・ 結果的に、他の分野における適切な支援に結びつきづらい。

ネットワークがあれば

1 各分野の「就労支援」に関するイメージの共有化

【改善される点】

- ・ 各分野の強み、弱みや、それぞれのニーズに関して共通認識を持つことで、効果的な役割分担が可能に。
- ・ 障害者の能力に関する評価の共有が可能に。
- ・ 「障害者の就労」に関するイメージについてのハードルを低くすることが可能に。

2 ライフステージを通じた一貫した支援が可能に

【改善される点】

- ・ 各分野が情報を共有することにより、ライフステージを通じた切れ目のない支援が可能に。
- ・ 利用者が安心感を持って、必要な次のステップへ踏み出すことが可能に。

3 どの窓口へ行っても、同じ支援に結びつく。

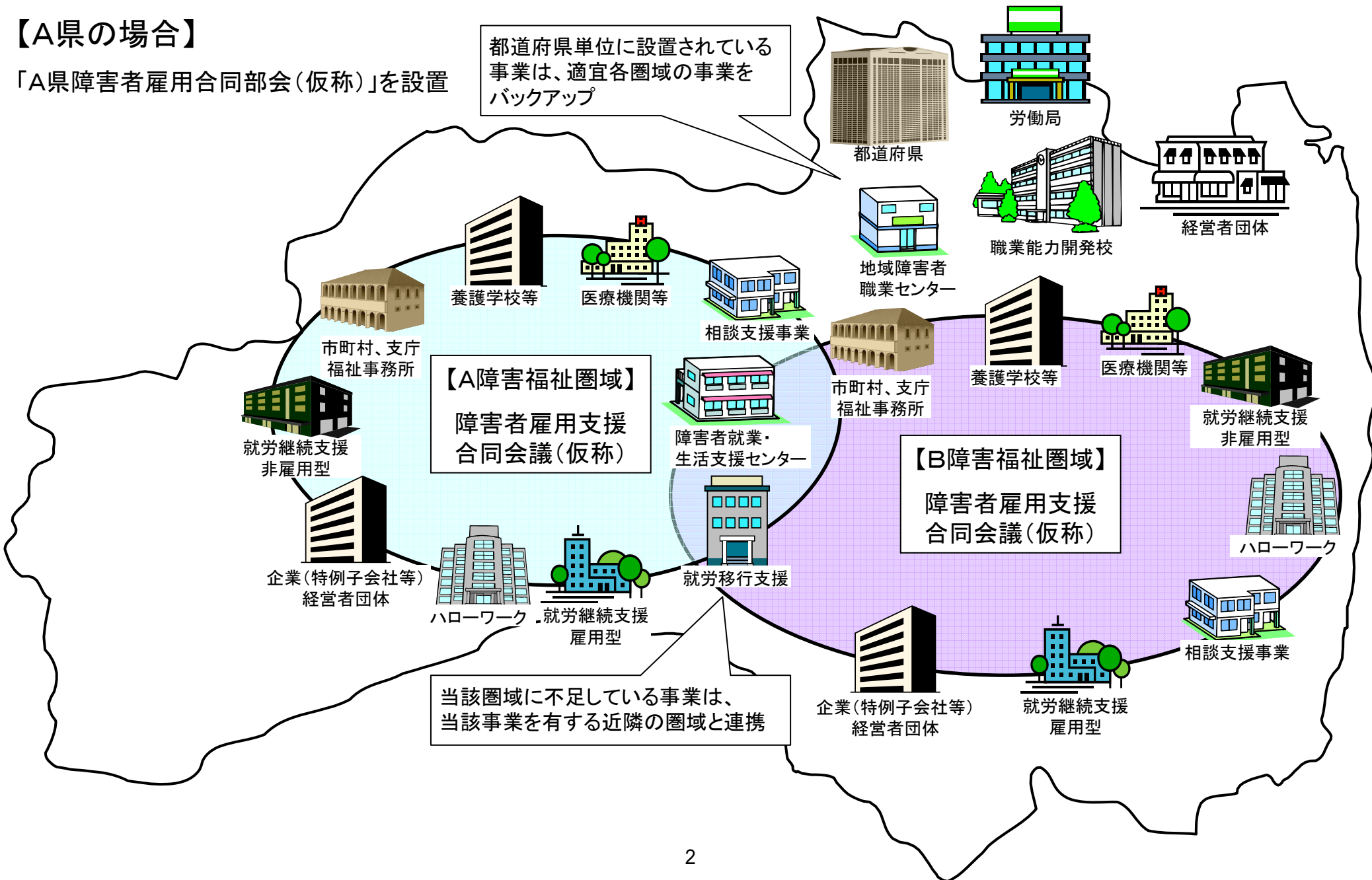
【改善される点】

- ・ 各分野が、支援を自己完結させずに、必要に応じて、適切な他の分野のサービスに結びつけることが可能に。

都道府県・圏域における就労支援ネットワーク

【A県の場合】

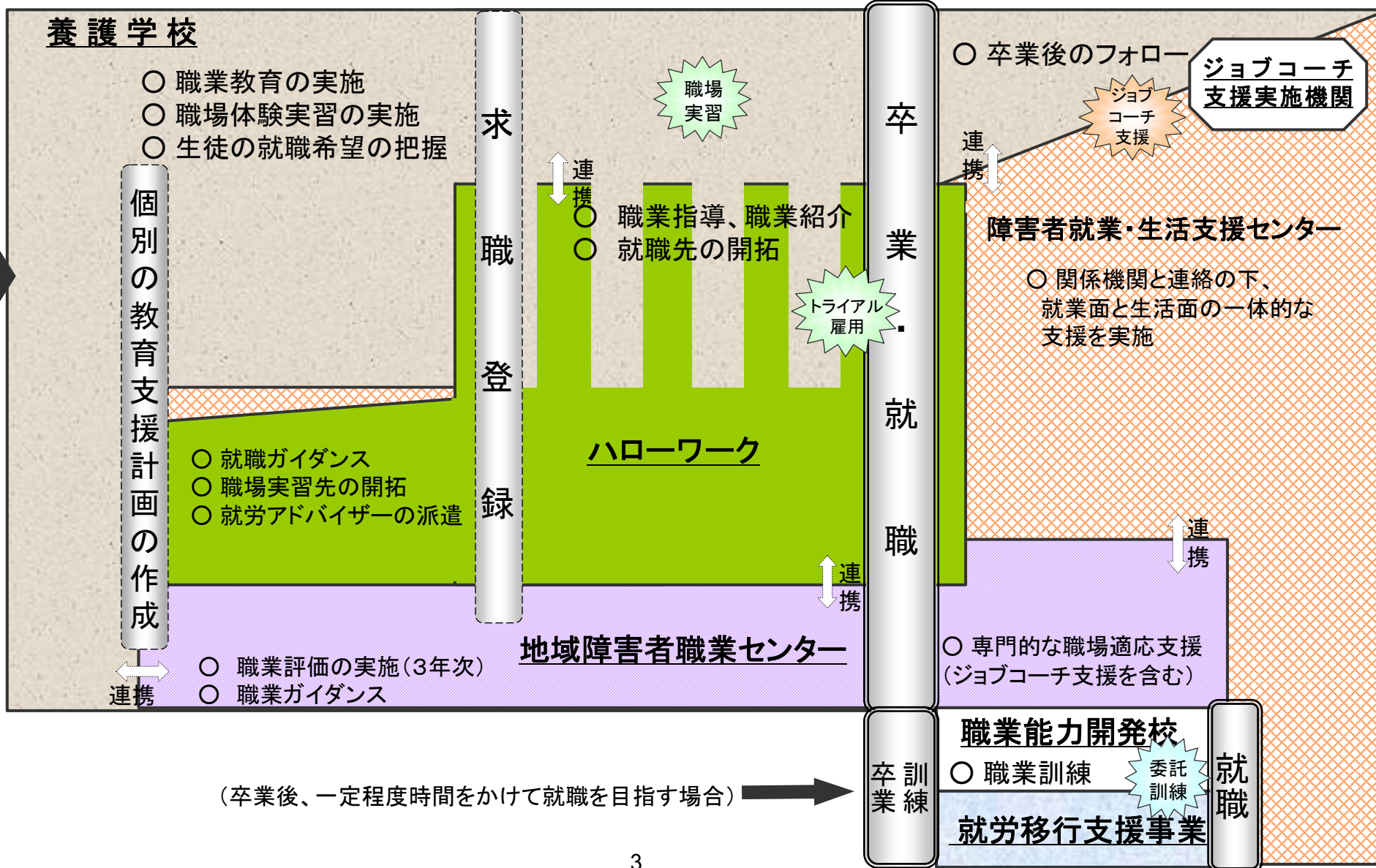
「A県障害者雇用合同部会（仮称）」を設置



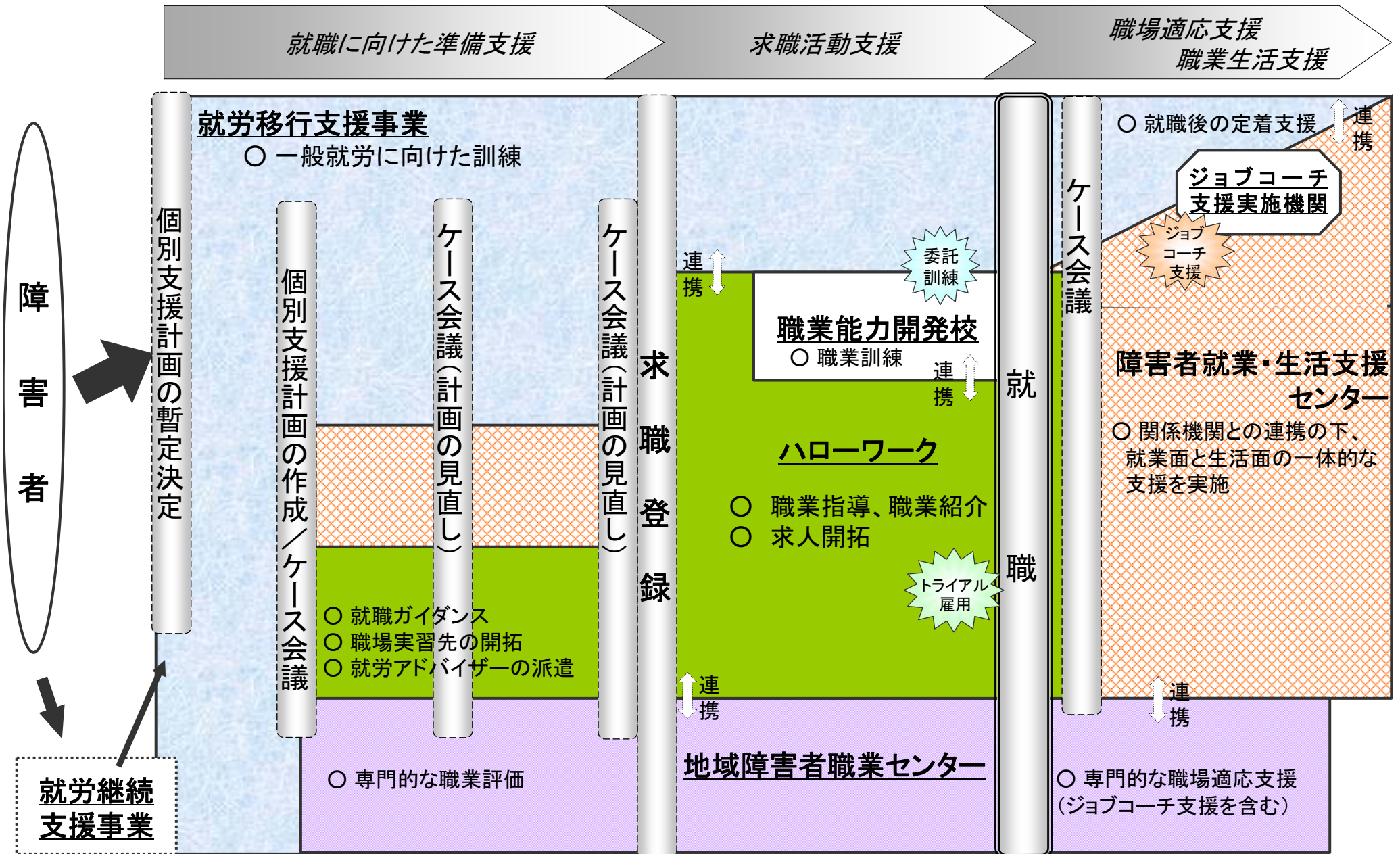
養護学校卒業者が就職・定着するまでの標準的な支援



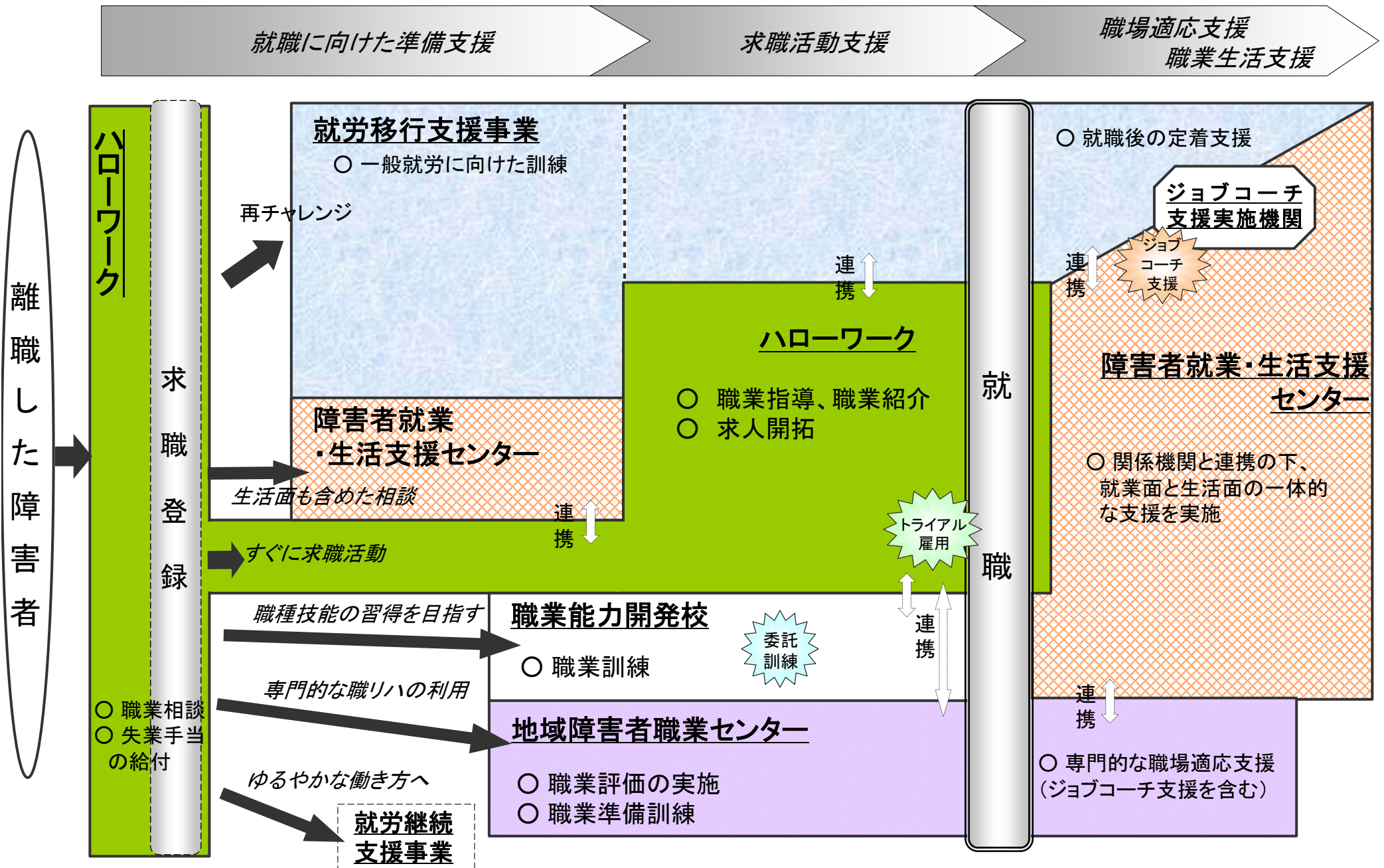
障害者



福祉施設を利用している障害者が就職・定着するまでの標準的な支援



離職した障害者が就職・定着するまでの標準的な支援



福祉施設等における一般雇用に関する理解の促進等、 障害者福祉施策等との連携の一層の強化について

～ 平成18年4月18日付け職高発第0418001号通達のポイント ～

改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法の施行を踏まえ、福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、

- 福祉施設等に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけるとともに、併せて、養護学校等や医療機関等への働きかけ、障害者本人やその保護者への働きかけ等も行い、
- さらに、個別支援の各段階に応じ、関係機関・施設等の間において、個々の障害者に対する支援を着実につないでいくための、一層緊密な連携の確保を図ることとした。

1 福祉施設等における就労支援の現状等の把握

- 公共職業安定所は、管内の福祉施設等を訪問して、その現況、一般雇用への移行に対する考え方等を把握し、「福祉施設等就労支援データベース」を整備する。

2 「障害者就労支援基盤整備事業」の実施

(1) 事業の概要

障害者雇用実績のある企業関係者等の知識・経験や就労支援の実績がある施設の取組事例を活用して、福祉施設等における、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進、就労支援に関する理解・ノウハウの向上を図る（都道府県労働局が実施）。

○ 「福祉施設等就労支援セミナー」の実施

福祉施設等の職員等を対象として、一般雇用に関する理解や就労支援の方法に関する基礎的な知識を高め、就労支援を効果的に行えるようにするための「福祉施設等就労支援セミナー」を実施する。

○ 「障害者就労アドバイザー」による助言

企業における障害者の雇用管理・作業指導について豊富な知識・経験を有する者を「障害者就労アドバイザー」として登録し、個別の福祉施設等に派遣して、就労支援に関する指導方法等について助言等を行い、就労支援体制の強化を図る。

(2) 都道府県の福祉担当部局等との調整・連携

- 都道府県の福祉担当部局等と調整・連携し、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行に関する都道府県の方針と連動して、計画的に、セミナーの実施、アドバイザーの派遣を行う。

(3) 事業の発展的な展開

- セミナーの実施と併せて、事業所見学会等を積極的に実施する。
- 地域障害者職業センターが実施する「地域職業リハビリテーション推進フォーラム」等、就労支援に関する種々の機会を活用する。
- 養護学校等や医療機関等に対しても、セミナーや事業所見学会等への参加の働きかけ等を行う。
- 障害者本人やその保護者に対しても、セミナーや事業所見学会等への参加の働きかけを行い、一般雇用への移行に対する安心感の醸成を図る。
- 福祉施設等や障害者本人への働きかけ等を通じて、一般雇用を希望する障害者を把握した場合には、公共職業安定所は、当該福祉施設等、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と連携し、チーム支援による一般雇用に向けた一貫した個別支援を実施する。

3 個別支援を着実につなぐための、福祉施設等との連携の強化

(1) 就労移行支援事業予定者との連携関係の確立

公共職業安定所は、就労移行支援事業の実施を予定している事業者とあらかじめ連携関係を確立し、当該事業を利用する障害者の円滑な就職や、離職した障害者の再就職チャレンジに向けた、継続的な支援の構築を図る。

(2) 障害者就業・生活支援センターとの連携

生活面の支援が必要な障害者や、就職後において継続的な職場適応支援が必要と考えられる障害者については、公共職業安定所は、求職活動の段階から障害者就業・生活支援センターへの登録も勧奨する等により、当該センターとの緊密な連携による効果的・継続的な支援を実施し、円滑な就職及び職場定着を図る。

(3) ジョブコーチ支援実施機関との連携

都道府県労働局及び公共職業安定所は、ジョブコーチ支援を実施する機関との日常的な連携の確保に努め、地域障害者職業センターとの連携を図り、これらの機関による支援を効果的に活用し、障害者の円滑な就職及び職場適応を図る。

(4) 障害者委託訓練受託法人等との連携

都道府県労働局及び公共職業安定所は、「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」の受講生や委託先の開拓について、障害者職業訓練コーディネーター等との緊密な連携を図る。また、障害者委託訓練受託法人等と訓練受講者に係る情報を共有し、訓練修了後の着実な職業相談・職業紹介につなぐよう努める。

(5) 養護学校等との連携

公共職業安定所は、就職を希望する生徒の就職支援を効果的に進めるため、養護学校等が行う「個別の教育支援計画」の策定に協力するとともに、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関や地域の関係機関を含めた支援体制の構築を図る。

(6) 医療機関等との連携

公共職業安定所は、精神障害者の円滑な就職を促進するため、引き続き「医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業」の実施等により、医療機関等との連携を深め、医療・生活支援から就業支援まで含めた円滑な支援活動を展開できる環境整備を図る。

(7) 「就労支援関係機関一覧」の作成と活用

公共職業安定所は、地域の就労支援関係機関について「就労支援関係機関一覧」を作成し、障害者に対する個別の支援に活用するほか、地域の支援ネットワークの強化に役立てる。

(8) 公共職業安定所内の体制の整備

公共職業安定所は、管内事業所の障害者の採用動向の把握、障害者求人の確保、求人 of 適切な整理等により、迅速かつ的確なマッチングの実現に努める。

また、公共職業安定所の全職員が、障害や障害者について正しく理解し、障害者の就労支援について情報を共有して、組織としての的確な対応ができる体制を整える。

(9) 「就労移行課題チェックリスト」の効果的活用

障害者が一般雇用に移行するための課題を把握し、課題を改善していくための支援計画を作成し、実行するに当たっての、労働・福祉の共通ツールとして開発中の「就労移行課題チェックリスト」の効果的な活用を図る。

(「就労移行課題チェックリスト」は、本年7月頃に完成予定)

4 その他

(1) 障害福祉計画の策定への関与

都道府県労働局は、障害者自立支援法に基づく都道府県及び市町村による「障害福祉計画」の策定に積極的に関与するとともに、当該計画に盛り込まれる「福祉施設から一般就労への移行」に関する目標の達成に向けた取組を行う。

(2) 「障害者雇用支援合同会議（仮称）」への積極的な関与

都道府県労働局及び公共職業安定所は、都道府県ごとに設置される「障害者雇用支援合同会議（仮称）」に積極的に関与し、目標達成に向けた連携体制を強化する。

(3) サービス管理責任者研修への協力

都道府県労働局は、障害者自立支援法による「サービス管理責任者研修」の実施に当たって、都道府県の福祉担当部局との連携の下、労働関係機関の関係者が必要な協力を行うことができるよう、関係機関との調整等を行う。

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

福祉施設等における一般雇用に関する理解の促進等、
障害者福祉施策等との連携の一層の強化について

障害者雇用施策と障害者福祉施策との有機的な連携については、今般の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、連携について同法に規定されるとともに（同法第6条）、障害者自立支援法においても、同様の規定が設けられたところであり（同法第2条第1項第1号及び第42条第1項）、これらの規定の下で、両者の一層緊密な連携を図りつつ、福祉的就労から一般雇用への移行の促進、就業・生活の両面にわたる一体的な支援の実施等の連携施策を、着実に展開していくことが求められている。

特に、福祉的就労から一般雇用への移行を促進していくためには、障害者自立支援法による施設体系の抜本的見直しを踏まえ、各公共職業安定所において、管内の福祉施設等における就労支援の現況や今後の意向等をあらためて十分に把握するとともに、雇用施策の側から福祉施設等に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を働きかけること等により、福祉施設等における就労支援の取組の強化を促し、これを基盤として、一般雇用への移行に向けた各般の施策を展開していくことが必要となっている。その際には、併せて、福祉施設等を利用している障害者本人やその保護者に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進等のための働きかけを行うことも、重要である。

また、個々の障害者に対する就職や職場定着の支援に関しては、知的障害者、精神障害者等、よりきめ細かな支援を必要とする者が増加しており、福祉的就労から一般雇用への移行の促進等により、今後さらに増加するものと見込まれる。このような中において、労働関係機関と福祉施設等の緊密な連携によって効果的な個別支援を行っていくためには、支援の各段階に応じて、関係機関・施設等の間において、個々の障害者に対する支援を着実につないでいくことが、きわめて重要である。

そこで、上記のような課題に対応し、障害者雇用施策と障害者福祉施策の連携の一層の強化を図るため、今般、福祉施設等に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」（以下「基

盤整備事業」という。)を新たにすべての都道府県労働局において実施することとし、併せて、障害者本人やその保護者への働きかけ等、基盤整備事業の発展的な展開を図るとともに、個別支援の各段階に応じた労働関係機関と福祉施設等の一層緊密な連携の確保を図ることとした。これらについての具体的内容は、下記のとおりであるので、遺漏のないよう対応していただきたい。

また、上記のような課題は、養護学校等の生徒の就職支援等に係る教育機関との連携や、精神障害者の就職支援等に係る医療機関等との連携に関しても、同様であることから、これらについても、下記により併せて対応していただきたい。

なお、本通達の内容については、職業能力開発局及び社会・援護局障害保健福祉部並びに文部科学省と調整済みであり、本通達の写しを、都道府県の労働担当部局及び福祉担当部局に送付するとともに、文部科学省から都道府県教育委員会の特別支援教育担当部局に送付することとしているので、申し添える。

記

第1 福祉施設等における就労支援の現状等の把握

1 「福祉施設等就労支援データベース」の整備

(1) 公共職業安定所における整備

雇用施策の側から福祉施設等に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけ、これを基盤として、雇用と福祉の連携の下、福祉的就労から一般雇用への移行に向けた各般の施策を展開していくためには、まず、地域において、いかなる福祉施設等が存在しており、それらが障害者に対していかなる支援を行っているか等について、的確に把握しなければならない。

このため、公共職業安定所は、都道府県福祉担当部局が障害者自立支援法の10月施行に向けて実施する福祉施設等に対する移行希望調査と歩調を合わせて、管内の福祉施設等を訪問し、各福祉施設等の現況を直接把握するとともに、必要に応じてアンケート調査を実施すること等により、就労支援の取組の状況等について把握し、これらを踏まえ、以下のイ、ロ、ハにより「福祉施設等就労支援データベース」として整備すること。

その際には、雇用施策の担当として、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行後におけるサービス提供の在り方について、各福祉施設等がどのような意向・方針を持っているか等についても把握に努めること。併せて、下記第2の基盤整備事業をはじめとする障害者雇用施策の取組について、福祉施設等に対して情報提供すること。

なお、都道府県労働局は、都道府県福祉担当部局より当該移行希望調査の実施

計画等を把握し、公共職業安定所に情報提供すること。

また、把握したデータについては、定期的に（少なくとも年1回）、最新化を図ること。

イ 対象とする福祉施設等

把握の対象は、次の施設とする。

- ① 身体障害者授産施設、身体障害者更生施設
- ② 知的障害者授産施設、知的障害者更生施設
- ③ 精神障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設
- ④ 小規模作業所
- ⑤ 障害者自立支援法に規定する就労移行支援事業又は就労継続支援事業を行うことを予定している者の数
- ⑥ その他、①～⑤に順ずる施設

ロ 整備するデータ

- ① 基本情報：名称、種別、所在地（地図）、経営法人、対象地域 等
- ② サービス内容：定員数、利用時間、作業・訓練内容、スタッフ体制、施設等が行っている地域活動 等
- ③ 利用者の状況：現在の利用者数、利用者の入所経路、一般雇用への移行実績 等
- ④ 施設の方針等：一般雇用への移行に対する考え方、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行についての方針 等

ハ データベースのフォーム

別添様式（Excel シート）によるものとするとし、必要に応じ、新たな項目を追加することができるものとする。

(2) 都道府県労働局における整備

公共職業安定所において整備したデータベースについては、都道府県労働局においても、基盤整備事業への活用等を図るため、局レベルのデータベースとして集約しておくこと。

2 「福祉施設等就労支援データベース」の活用

上記1により整備したデータは、次のように活用を図ることとする。

このため、福祉施設等から情報を得る際には、把握したデータの活用方法を説明し、了解を得ること。

- ① 下記第2及び第3の各施策を実施するための基礎データとして、活用すること。
- ② 障害者から、就労支援に関する相談があった場合に、必要な情報提供を行うこと。

- ③ 職業紹介、雇用率達成指導等において、事業主から、障害者の雇用に関し、生活面等の支援に関する相談があった場合等に、必要な情報提供を行うこと。

第2 基盤整備事業の実施

1 基盤整備事業の効果的な実施

(1) 事業の趣旨・概要

イ 趣旨

障害者の福祉から一般雇用への移行促進の基盤として、障害者雇用実績のある企業関係者等の知識・経験や就労支援の実績がある施設の取組事例を活用して、福祉施設等の一般雇用についての理解の促進、就労支援に関する理解、ノウハウの向上を図る。

ロ 事業の概要

(イ) 福祉施設等就労支援セミナーの実施

福祉施設等の職員の一般雇用に関する理解や就労支援の方法に関する基礎的な知識を高め、就職を希望する福祉施設利用者に対する就労支援を効果的に行えるようにするため、福祉施設等を対象とした「福祉施設等就労支援セミナー」（以下「セミナー」という。）を実施する。

(ロ) 障害者就労アドバイザーによる助言

企業における障害者の雇用管理、作業指導について豊富な知識、経験を有する者を「障害者就労アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として登録し、個別の福祉施設等に対してその利用者の就労意欲及び能力を高めるための指導方法等に関する助言を行い、福祉施設等における障害者の一般雇用に向けた支援体制の強化を図る。

ハ 実施要領

基盤整備事業の実施要領（以下「実施要領」という。）は、別紙1のとおりとする。

また、実施要領の制定に伴い、平成17年4月1日付け職高発第0401009号「地域障害者就労支援事業の実施について」の別紙「地域障害者就労支援事業実施要領」は、別紙2のとおり改正することとしたこと。

(2) 都道府県福祉担当部局等との調整・連携

イ 都道府県福祉担当部局等との調整

福祉施設等に対する一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化の働きかけは、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行に関する各都道府県の方針と連動して計画的に行うことが、効果的である。

したがって、基盤整備事業の実施に当たっては、セミナーの実施場所・時期、アドバイザーの派遣対象施設の選定等について、都道府県の福祉担当部局及び労働担当部局との調整を行う場を設け、都道府県側に本事業の趣旨・内容について十分な理解を得るとともに、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行に関する都道府県の具体的な方針（例えば、当面、どの障害保健福祉圏域において就労支援の強化を重点的に行うか等）を把握した上で、都道府県側との調整を行い、実施要領第3の年間実施計画を策定すること。

また、上記の調整の場を随時活用して、基盤整備事業の実施状況やその成果、都道府県側の施策の動向等を相互に確認し、基盤整備事業の一層効果的な推進に努めること。

ロ 都道府県福祉担当部局等と連携したセミナーの実施

セミナーの実施に当たっては、都道府県や開催地の市町村の後援名義を得る等、都道府県等との連携を確保して実施するとともに、例えば、都道府県や市町村の福祉担当部局等が実施する福祉施設等向けの障害者自立支援法に関する説明会と時期・場所を合わせて実施する等、都道府県福祉担当部局等と連携して効果的な実施に努めること。

なお、都道府県や市町村の福祉担当部局等が福祉施設等を対象とする説明会等を開催するに当たり、当該福祉担当部局等から雇用施策等についての説明を依頼された場合は、これに積極的に対応すること。

ハ セミナーの実施時期

セミナーの実施時期については、その趣旨から、年間複数回開催するうちの1回は、障害者雇用支援月間である9月に実施することが望ましいこと。

特に平成18年度においては、新サービス体系への移行に係る障害者自立支援法の施行期日が本年10月1日であることから、これを念頭において9月中に必ず実施すること。

ニ 都道府県福祉担当部局等と連携したアドバイザーの派遣

アドバイザーの派遣に当たっては、派遣対象の福祉施設等の了解を得た上で、アドバイザーに、都道府県労働局や公共職業安定所の職員のほか（下記(3)ロ）、都道府県や市町村の福祉担当部局、労働担当部局の職員等が同行することができるものであること。

(3) 都道府県労働局と公共職業安定所の協調

イ セミナーの実施

個々のセミナーの実施に当たっての福祉施設等に対する参加の呼びかけ等については、都道府県労働局と協調して、福祉施設等の所在地を管轄する公共職業安定所が行うこと。

ロ アドバイザーの派遣

都道府県労働局が福祉施設等から直接受け取った派遣依頼によってアドバイザー

を派遣する場合は、都道府県労働局は、当該福祉施設等の所在地を管轄する公共職業安定所に対して、事前にアドバイザーの派遣について知らせること。

また、アドバイザーの派遣に当たっては、派遣対象の福祉施設等の了解を得た上で、アドバイザーに、都道府県労働局や公共職業安定所の職員が同行することができるものであること。

(4) 障害者就業・生活支援センター等との連携

都道府県労働局は、管内の障害者就業・生活支援センターに対し、その所在地を管轄する公共職業安定所を通じて、基盤整備事業の趣旨・内容や年間実施計画を周知し、十分な理解を得るとともに、基盤整備事業の実施に当たって、障害者就業・生活支援センターの担当者にセミナーでの講演を依頼する等、障害者就業・生活支援センターと積極的な連携を行うこと。

また、都道府県や市町村の事業として就労支援を実施している機関や、既に一般雇用への移行に実績を上げている福祉施設等に対しても、同様の積極的な連携を行うこと。

(5) その他

基盤整備事業の実施に当たっては、平成17年度における「地域障害者就労支援事業」におけるセミナー等の実施状況が、先駆的取組事例として参考となるものであることから、当該事業の実施状況を取りまとめた資料を別途配付することとするので、参考とすること。

2 基盤整備事業の発展的な展開

(1) 事業所見学会等の実施

一般雇用や雇用支援策に関する理解を促進するためには、セミナーによる知識の習得だけでなく、障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業や、既に一般雇用への移行に実績を上げている福祉施設等を見学することも、きわめて効果的であることから、都道府県労働局及び公共職業安定所は、セミナーの実施と併せて、このような見学会を積極的に実施すること。

その際に、地域によっては、既に事業所見学会等を実施している民間の就労支援団体が存在する地域もあることから、当該見学会の活用等、このような団体との連携にも配慮すること。

(2) 高齢・障害者雇用支援機構が実施する講座等の活用

福祉施設等に対しては、セミナーや事業所見学会等を実施するほかにも、就労支援について触れる種々の機会について情報を提供し、参加を勧奨していくことが重要である。

特に、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構では、地域障害者職業センターにおいて、福祉・医療等の機関の就業支援担当者や企業の担当者を対象として、地域ごとのテーマにそって就業支援に関する意見交換やシンポジウムなどを行う「地域職業リハビリテーション推進フォーラム」、福祉・医療などの機関の就業支援担当者を対象として、就業支援に関する基礎的な知識を習得するための「地域就業支援基礎講座」を実施するとともに、障害者職業総合センターにおいて、全国の福祉、医療・保健等の関係機関の職員等を対象として、職業リハビリテーションの基本的知識や、課題（障害）に応じた実践的な支援技術の基礎の習得を目的とした「職業リハビリテーション実践セミナー」を年2回、広く全国の職業リハビリテーション関係者を対象として、職業リハビリテーションに関する研究調査や実践経験の成果などを発表する「職業リハビリテーション研究発表会」を年1回実施しているので、公共職業安定所は、地域障害者職業センターと連携して、福祉施設等に対し、これらに関する情報を提供し、参加を勧奨すること。

このうち、特に「職業リハビリテーション実践セミナー」については、他の都道府県の福祉施設等と直接交流する中で、就労支援の取組等についての情報を交換できるという大きなメリットがあるので、周知に努めること。

また、上記の講座等の受講だけでなく、地域障害者職業センターにおいて実際に行われている就労支援サービスを見学することも大きなメリットがあるので、都道府県労働局及び公共職業安定所は、地域障害者職業センターと調整して、福祉施設等の職員による見学の機会を設定するよう努めること。

(3) 養護学校等や医療機関等に対する働きかけ

基盤整備事業の対象は、実施要領第2の1の(1)及び2の(1)の福祉施設等であるが、就職を希望する障害者が一般雇用に就くことができる環境の整備を広く進めていくためには、盲・聾・養護学校（以下「養護学校等」という。）や医療機関、保健所及び精神保健福祉センター等（以下、福祉施設等に含まれる精神障害者社会復帰施設を併せて「医療機関等」という。）に対しても、福祉施設等と同様に、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけていく必要がある。

したがって、都道府県労働局及び公共職業安定所は、養護学校等の教諭や医療機関等の関係者に対するセミナーや事業所見学会等への参加勧奨等、養護学校等や医療機関等に対しても、基盤整備事業のメニューや上記(1)及び(2)のメニューの活用を図るとともに、必要に応じ、養護学校等や医療機関等を訪問して障害者雇用施策について説明等を行うこと。

(4) 障害者本人やその保護者に対する働きかけ

福祉的就労から一般雇用への移行に関しては、福祉施設等の職員のみならず、福祉施設等を利用している障害者本人やその保護者においても、一般雇用に対す

る不安感が依然として大きい現状にあり、その大きな要因の一つとして、一般雇用や雇用支援策に関する十分な理解が得られていないことがあるとの指摘がある。

したがって、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進に関しては、福祉施設等の職員のみならず、障害者本人やその保護者に対しても働きかけを行い、一般雇用に対する不安感を取り除き、一般雇用への移行に対する安心感の醸成を図っていくことが、重要である。

このため、都道府県労働局及び公共職業安定所は、福祉施設等を利用している障害者本人やその保護者、また、養護学校等の生徒やその保護者に対して、福祉施設等や養護学校等と連携をとりながら、セミナーや事業所見学会等への参加について、働きかけを行うこと。

また、障害者団体と連携して、例えば、障害者団体の会合において、一般雇用や雇用支援策に関する理解を促進するための説明を行う等の取組に努めること。その際には、アドバイザーの活用も考えられること。

さらに、障害者団体に委託して実施している「障害者職業自立等啓発事業」の一環として行われる「自立啓発セミナー」等が開催される地域においては、当該障害者団体との連携を密にして、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進という観点から、当該セミナーが効果的に実施されるよう、必要な協力を行うこと。

(5) 一般雇用を希望する障害者に対する個別支援の実施

イ 福祉施設等を利用している障害者の就職希望等の把握

福祉施設等を利用している障害者の中には、一般雇用を希望している障害者が少なからずいるとする調査結果もあることから、公共職業安定所は、上記第1の1の(1)による福祉施設等の現況把握や上記(4)による障害者本人に対する働きかけ等と併せて、当該福祉施設等との連携の下、例えば、アンケート調査を行う等により、福祉施設等を利用している障害者の就職希望等を把握するよう努めること。

ロ 一般雇用を希望する障害者に対する個別支援の実施

上記イ等により一般雇用を希望する障害者を把握した場合には、公共職業安定所は、当該福祉施設等との連携の下、下記(イ)及び(ロ)により、下記第3にも留意して、個別支援を実施すること。

その際には、公共職業安定所における障害者に対する就職支援のサービスは、地域障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関と協調して提供されるものであること、したがって、個々の障害者の障害の態様や支援ニーズ等の情報をこれらの機関と共有することがあることについて、障害者本人及び必要に応じてその保護者に対し、わかりやすく説明して、理解を得るようにすること。

(イ) 地域障害者就労支援事業の実施公共職業安定所においては、可能な限り、当該障害者を地域障害者就労支援事業の対象者とすること。

(ロ) (イ)以外の公共職業安定所においては、地域障害者就労支援事業によるチーム支援に準じて、当該福祉施設等、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害者職業訓練コーディネーター等と連携し、チーム支援による一般雇用に向けた一貫した支援を実施すること。

チーム支援の実施に当たっては、職場実習、グループ就労訓練、障害者の態様に応じた多様な委託訓練（以下「障害者委託訓練」という。）、トライアル雇用、ジョブコーチ支援等の雇用支援策を活用すること。

第3 個別支援を着実につなぐための、福祉施設等との連携の強化

1 就労移行支援事業実施予定者との連携関係の確立

(1) あらかじめの連携関係の確立

障害者自立支援法に基づく新サービス体系の下で、一般雇用に向けた支援を行う就労移行支援事業者との連携については、個別支援計画の作成・見直しに当たってのケース会議への参加、就職に向けたガイダンスの実施、職場実習先の開拓等、当該事業を利用する個々の障害者に対する支援の各段階において、公共職業安定所が緊密な連携をとることを予定している。

したがって、公共職業安定所は、管内において就労移行支援事業を実施することを予定している事業者とあらかじめ連携関係を確立し、上記のような具体的な連携の在り方について調整を行う等、当該事業を利用する障害者の円滑な就職に向けた継続的な支援の構築に努めること。

(2) 離職した障害者の再就職支援における連携

離職した障害者が再就職に向けて再チャレンジする場合について、これまでは障害者の状況に応じ、直ちに求職活動を行う者については職業紹介を、技能の習得を目指す場合は職業訓練の受講指示・推薦等を、専門的な支援を必要とする場合は地域障害者職業センターへのあっせんを、生活面の立て直し等が必要な場合は障害者就業・生活支援センターにあっせんする等により、対応してきたところであるが、本年10月以降においては、一定程度時間をかけて再就職を目指す場合に、就労移行支援事業の利用が選択肢となり得ることから、この点に関しても、就労移行支援事業の実施を予定している事業者との連携関係の構築に努めること。

2 障害者就業・生活支援センターとの連携

求職者のうち、生活面の支援が必要な障害者や、就職後において継続的な職場適応支援が必要と考えられる障害者については、公共職業安定所における求職活動の

段階から障害者就業・生活支援センターにも登録し、公共職業安定所と障害者就業・生活支援センターが緊密に連携して求職活動や職場適応の支援を行うことにより、円滑な就職や職場定着を図ることが重要である。

このため、障害者就業・生活支援センターが設置され、その活動区域となっている地域においては、公共職業安定所は、当該センターと調整し、連携して支援を行う仕組みを構築した上で、上記のような障害者が当該センターによる支援をまだ受けていない場合には、当該障害者に対して当該センターへの登録の勧奨を行うこととする等、当該センターとの連携による効果的・継続的な支援の実施に努めること。

なお、このような連携の仕組みの構築に際しては、都道府県労働局は、必要に応じ、公共職業安定所と障害者就業・生活支援センターとの間の必要な調整等を行うこと。

3 ジョブコーチ支援実施機関との連携

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援については、今般の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正によって職場適応援助者助成金制度が創設されたことにより、地域障害者職業センターのみならず、就労支援ノウハウを有する福祉施設等や事業所が広く実施することができることとなり、今後、その担い手が広がっていくものと考えられる。

このため、都道府県労働局及び公共職業安定所は、上記の助成金制度によるジョブコーチ支援を実施する機関に対し、地域の雇用失業情勢や障害者の職業紹介状況に関する情報を提供する等、日常的な連携の確保に努めるとともに、個別の具体的な支援に関しては、地域障害者職業センターと連携を図り、これらの機関による支援を効果的に活用し、障害者の円滑な就職及び職場適応に努めること。

4 障害者委託訓練受託法人等との連携

障害者委託訓練については、都道府県に配置された障害者職業訓練コーディネーターが公共職業安定所等と連絡調整を行いつつ、障害者、委託先双方の状況を把握してコーディネートするものであるが、社会福祉法人、NPO法人等も受託機関となって機動的に実施でき、また、福祉施設等の利用者のうち、支援費により運営されている施設及び運営費について補助金が支給されている授産施設、小規模通所授産施設の定員外の者について実施することが可能な公共職業訓練であり、一般雇用を希望する障害者に対する就職促進ツールとして効果的な活用が望まれる。

このため、都道府県労働局及び公共職業安定所は、福祉施設等の現状把握や基盤整備事業の実施の際に、福祉施設等、障害者等に対して障害者委託訓練を周知するとともに、受講生や委託先の開拓について、都道府県職業能力開発主管課、都道府県ごとに定められている拠点職業能力開発校及び障害者職業訓練コーディネーター

との緊密な連携を図ること。

また、福祉施設等が障害者委託訓練を実施する場合には、当該施設内での職業訓練に職場実習を組み合わせて実施することが効果的であるので、公共職業安定所は、障害者委託訓練の受託を検討している福祉施設、障害者職業訓練コーディネーター等との連絡を密にして、この方法による実施を含め、一般雇用を希望する障害者の就職促進ツールとして障害者委託訓練の積極的な活用を図ること。

さらに、訓練受講者に係る情報を、障害者委託訓練の受託法人等、障害者職業訓練コーディネーターと受講中から共有し、訓練修了後の着実な職業相談・職業紹介につなぐよう努めること。

5 養護学校等との連携

(1) 「個別の教育支援計画」の策定等における連携

文部科学省においては、全都道府県教育委員会に対する委嘱事業として平成15年度から「特別支援教育体制推進事業」に取り組み、教育、福祉、医療、労働等の関係機関の連携協力を確保するための「特別支援連携協議会」の設置、養護学校等における「個別の教育支援計画」の策定等を推進しているところである。

都道府県労働局及び公共職業安定所は、平成17年4月20日付け職高障発第0420001号「盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について」により通知しているように、引き続き、特別支援連携協議会への参加、個別の教育支援計画の策定に係る支援会議（ケース会議）への参加等を求められた場合には、これに協力すること。

特に、就職を希望する生徒の就職支援については、養護学校等が行う個別の教育支援計画の策定段階から、公共職業安定所をはじめ、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関が当該支援会議に参加・協力し、就職に向けたガイダンスの実施（生徒本人だけでなく、保護者等も含む。）、職場実習先の開拓、職場実習中の指導、職業紹介等を計画的に進めていくことが効果的であることから、公共職業安定所は、こうした具体的な連携の在り方について養護学校等に働きかける等、地域の関係機関を含めた支援体制の構築に努めること。

(2) 養護学校等の生徒に対する効果的な支援

地域障害者職業センターにおいては、就職を希望する養護学校等の生徒（原則として3年生）であって、学校卒業後の就職又は職場適応に関して特に専門的な支援を必要とする障害者（発達障害者を含め、個別にきめ細かな専門的支援を要する障害者）について、職業リハビリテーション計画の策定や職業準備支援を実施しているので、公共職業安定所は、養護学校等及び地域障害者職業センターと連携を図り、これらの生徒の円滑な就職及び職業生活への移行に向けた効果的な

支援に努めること。

また、本年1月に創設された「グループ就労訓練助成金（職場実習型）」について、引き続き、養護学校等に周知し、効果的な活用の促進を図ること。

6 医療機関等との連携

精神障害者の円滑な就職を促進するためには、医療機関等と連携していくことが重要である。

したがって、医療機関等の支援が必要な精神障害者についても就職に向けた準備を行うことができるよう、引き続き「医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業」を実施するとともに、本事業以外においても、必要に応じて出張相談や職業講話を実施すること等により、医療機関等との連携を深め、医療・生活支援から就業支援まで含めた円滑な支援活動を展開できる環境を整備するよう努めること。

7 「就労支援関係機関一覧」の作成と活用

公共職業安定所は、上記1から6までに掲げた機関等の地域の就労支援関係機関について、機関の種別ごとに、連絡先、支援の特徴等をまとめた「就労支援関係機関一覧」や、それを地図上に整理した「就労支援資源マップ」等を作成し、上記第1の「福祉施設等就労支援データベース」とともに障害者に対する個別の支援に活用するほか、福祉施設等に配付して共有することにより、地域の支援ネットワークの強化に役立てること。

また、「就労支援関係機関一覧」を活用して、就労支援関係機関に対し、地域の雇用失業情勢や障害者の職業紹介状況に関する情報を日常的に提供する等の工夫に努めること。

なお、都道府県労働局は、各公共職業安定所の「就労支援関係機関一覧」等を集約し、都道府県レベルにおける「就労支援関係機関一覧」の整備を図ること。

8 公共職業安定所内の体制の整備

(1) 障害者求人情報の把握・整理

障害者福祉施策等との連携の強化により、今後、福祉施設等から一般雇用への移行を希望する障害者が増加することが見込まれ、これらの者に対して、企業ニーズを踏まえた的確な支援が求められる。

一方、雇用率達成指導の基準を見直すこととしており、これに基づく厳正な指導の実施により、雇用率未達成事業主からの障害者を対象とする求人が増えることも予想され、これら求人に対して速やかな充足が求められる。

すなわち、障害者の求人・求職の両面から、一層、迅速かつ的確なマッチングが求められることになると考えられる。

このため、引き続き、管内事業所の障害者の採用動向の把握及び障害者求人の確保に努めるとともに、例えば、求人職種による分類等、適切な整理を行う等により、求職障害者や福祉施設等からの相談等に迅速に対応ができるようにし、これらを通じて迅速かつ的確なマッチングの実現に努めること。

また、マッチングについての好事例を収集し、活用を図ること。

(2) 公共職業安定所全体が適切に対応できる体制の整備

福祉施設等との連携は、専門援助部門のみの連携ではなく、公共職業安定所全体が一体となって組織的に行うものであることから、一般職業紹介部門、求人・事業所部門を含めた公共職業安定所の全職員が、障害や障害者について正しく理解し、障害者の就労支援について情報を共有して、障害者自身、福祉施設等、事業主、障害者の就労支援に関係する機関等に対し、組織としての的確な対応ができる体制を整えること。

9 「就労移行課題チェックリスト」の効果的活用

現在、障害者職業総合センターにおいて、障害者が一般雇用へ移行する際の課題を把握する「就労移行課題チェックリスト」の作成作業が、進められている（本年7月頃完成予定）。

本チェックリストは、障害者が一般雇用に移行するための課題を把握し、それを改善していくための支援計画を作成し、実行するためのツールであり、労働関係機関と福祉施設等が共通して使用することができるものとして、開発を進めているところである。

具体的な活用の場面としては、例えば、就労移行支援事業において、支援計画を作成する際や支援中の課題把握に活用するほか、求職活動を行う段階において、就労移行支援事業者と労働関係機関（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等）が当該就労移行課題を共有することにより、連携して効果的な支援を行うこと等が、想定されている。

本チェックリストが完成した段階であらためて通知することとするが、公共職業安定所は、就労移行支援事業者等との連携の下、本チェックリストの効果的な活用を図り、障害者の一般雇用への移行促進を効果的に進めるよう努めること。

第4 その他

1 障害福祉計画の策定への関与

障害者自立支援法においては、障害者等（障害者及び障害児）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村に対し、「障害福祉計画」の作成を義務づけているところである。

当該計画においては、現行の施設が、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行を終了する平成23年度を目標年度として、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に関し、数値目標を設定することを予定している。

特に、「福祉施設から一般就労への移行」に関しては、「平成23年度において、同年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることを目指す」、「就労継続支援利用者のうち、3割は雇用型を目指す」という数値目標を予定しており、その達成を図るため、市町村及び都道府県の福祉担当部局は、都道府県労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、次の①～⑥の事項について、数値目標を設定することとされている。

都道府県労働局は、障害福祉計画の策定に積極的に関与するとともに、上記第2及び第3の取組等を通じて、主体的に当該目標の達成に向けた取組を行うこと。

- ① 就労移行支援事業の利用者数
- ② 公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者数
- ③ 障害者委託訓練事業の受講者数
- ④ 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の開始者数
- ⑤ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数
- ⑥ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等

2 「障害者雇用支援合同会議（仮称）」への積極的な関与

上記1の「障害福祉計画」において設定された目標を達成するため、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる「障害者雇用支援合同会議（仮称）」を設け、統一的に施策を進めていくことが想定されている。また、将来的には、障害保健福祉圏域ごとに同様の取組を行うことが望ましいとされている。

このため、都道府県労働局及び公共職業安定所は、当該合同会議に積極的に関与し、上記第2及び第3の取組等を通じて、上記1の目標の達成に向けた連携体制を強化すること。

なお、当該合同会議設置後は、障害職業紹介業務取扱要領の第2章第8節1の「都道府県障害者雇用連絡協議会」の機能を当該合同会議に持たせることとし、同協議会は発展的に解消させることとする。

また、将来的に障害保健福祉圏域ごとの取組を調整する体制が整備された際には、障害職業紹介業務取扱要領の第2章第8節2の「障害者雇用連絡会議」の機能を当該障害保健福祉圏域ごとの体制に統合することとしていること。

3 サービス管理責任者研修への協力

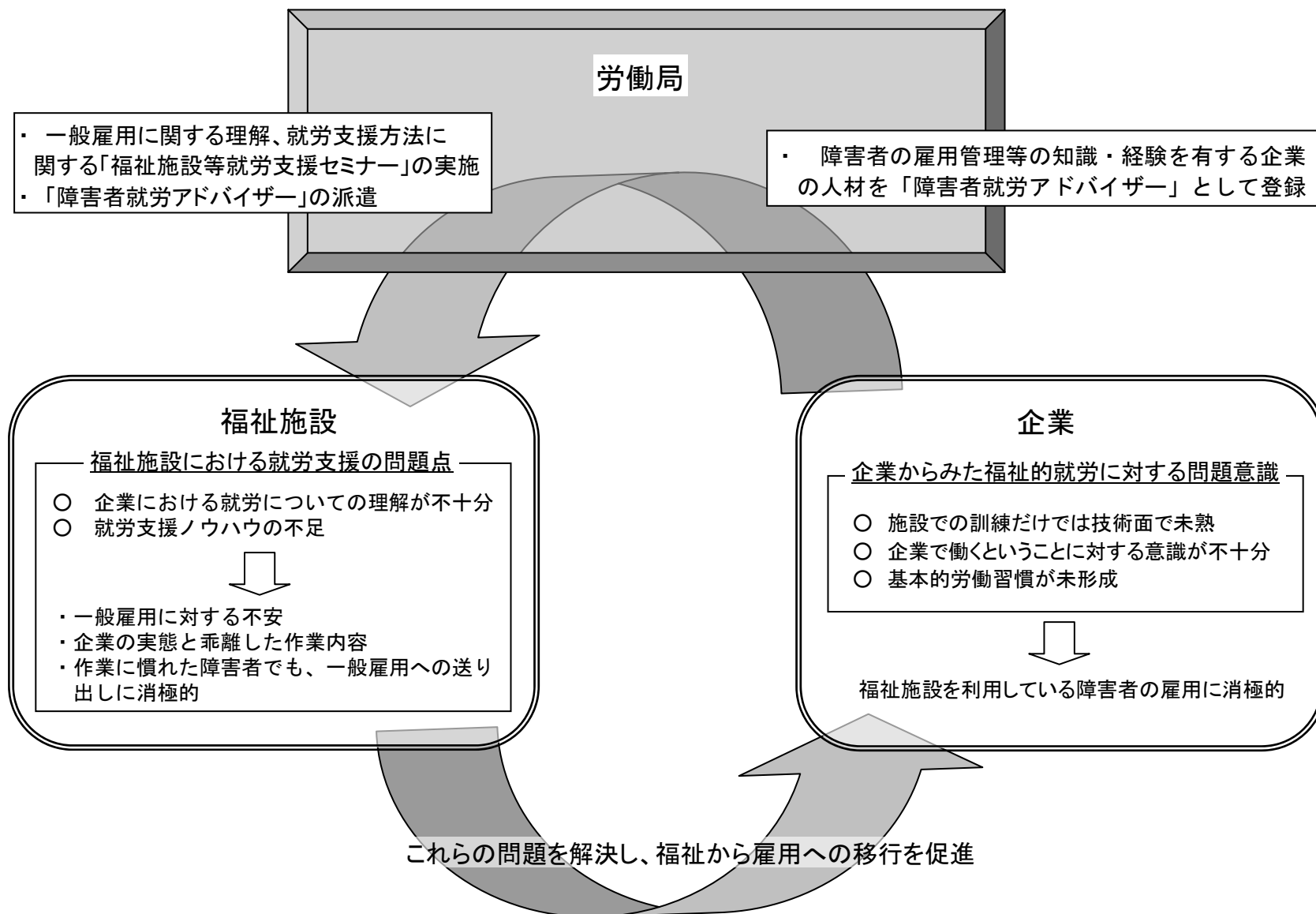
障害者自立支援法に基づく新サービス体系の下では、障害福祉サービスの事業者ごとに「サービス管理責任者」を配置することとしており、都道府県は、「サービス管理責任者研修」を実施して、これに従事する者を養成することとされている。

当該研修は、個別支援計画の作成に関する技術的な指導が中心になるものであり、したがって、職業安定行政職員、地域障害者職業センターの障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者（ジョブコーチ）等、障害者就業・生活支援センターの就労支援担当者等による協力が必要となる場合が考えられる。

このため、都道府県労働局においては、都道府県の福祉担当部局との連携の下、当該研修の実施に当たって、これらの労働関係機関の関係者が必要な協力を行うことができるよう、関係機関との調整等の必要な協力を行うこと。

企業ノウハウを活用した福祉施設における就労支援の促進

～障害者就労支援基盤整備事業～



福祉施設等名称		種別
基本情報	所在地	地図 インターネット地図情報で住所検索、右クリックでコピー&貼り付け。
	交通手段	
	電話	
	FAX	
	施設長等	
	経営法人等	
	開設	
	対象地域	

サービス内容	定員数		
	利用時間		
	休日		
	作業・訓練内容		
	地域との交流		
	家族会等の状況		
	スタッフ体制	常勤職員	非常勤・その他
		介護福祉士	社会福祉士
		医師	看護師
		職場適応援助者(第1種助成金に係るジョブコーチ)	
他の支援機関との連携			

利用者の状況	現在の利用者数	男性		手帳取得者		利用年数(最長)	
		女性		就職経験のある者		一般就労への移行実績(過去)	
	年齢層	10代	重度障害者	工賃 (月当たり)	平均	円	
		20代			最高	円	
		30代			最低	円	
		40代					
50代							
60以上							

利用者の入所経路

--

[訪問等の記録]

1	訪問日(訪問者) コメント	
	一般就労移行への 施設長等の考え その他、施設の動向	
	ハローワークへの要望	

2	訪問日(訪問者) コメント	
	一般就労移行への 施設長等の考え その他、施設の動向	
	ハローワークへの要望	

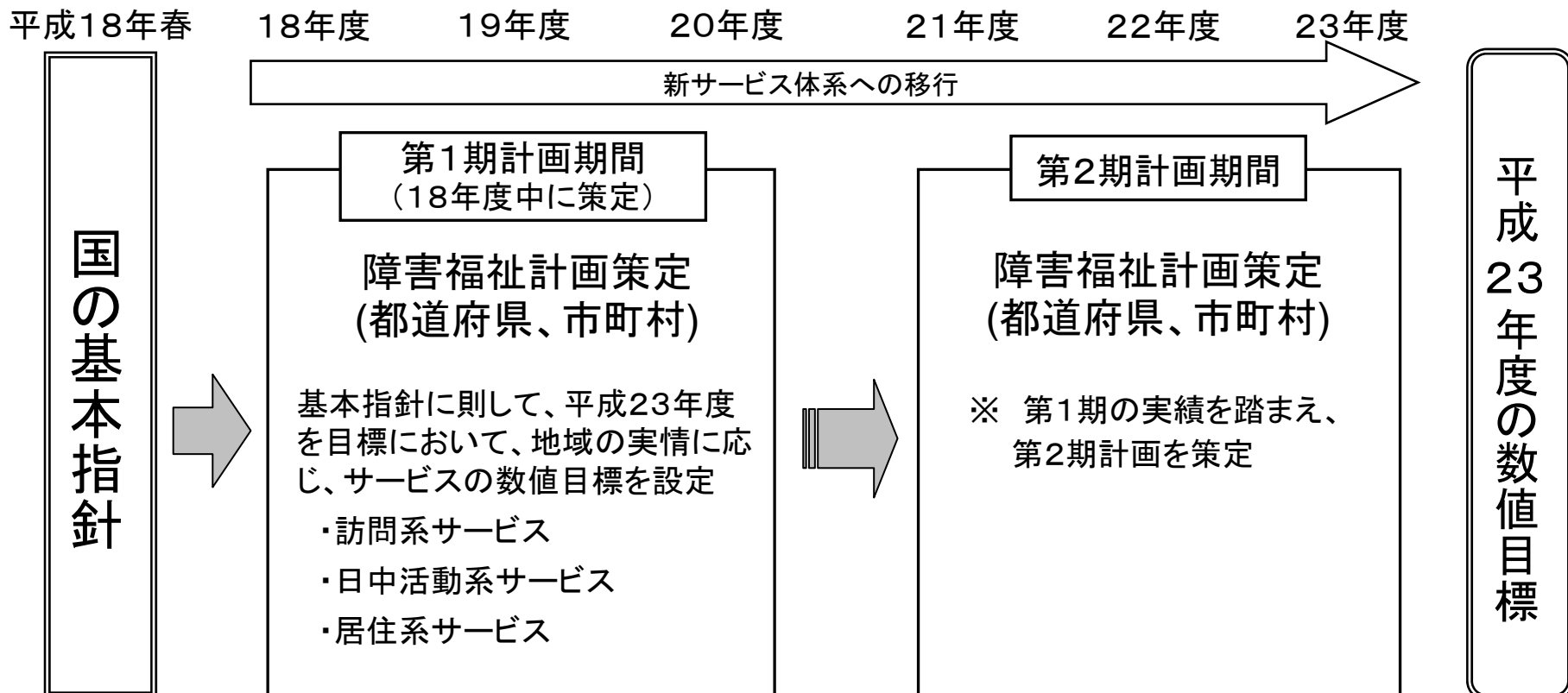
3	訪問日(訪問者) コメント	
	一般就労移行への 施設長等の考え その他、施設の動向	
	ハローワークへの要望	

4	訪問日(訪問者) コメント	
	一般就労移行への 施設長等の考え その他、施設の動向	
	ハローワークへの要望	

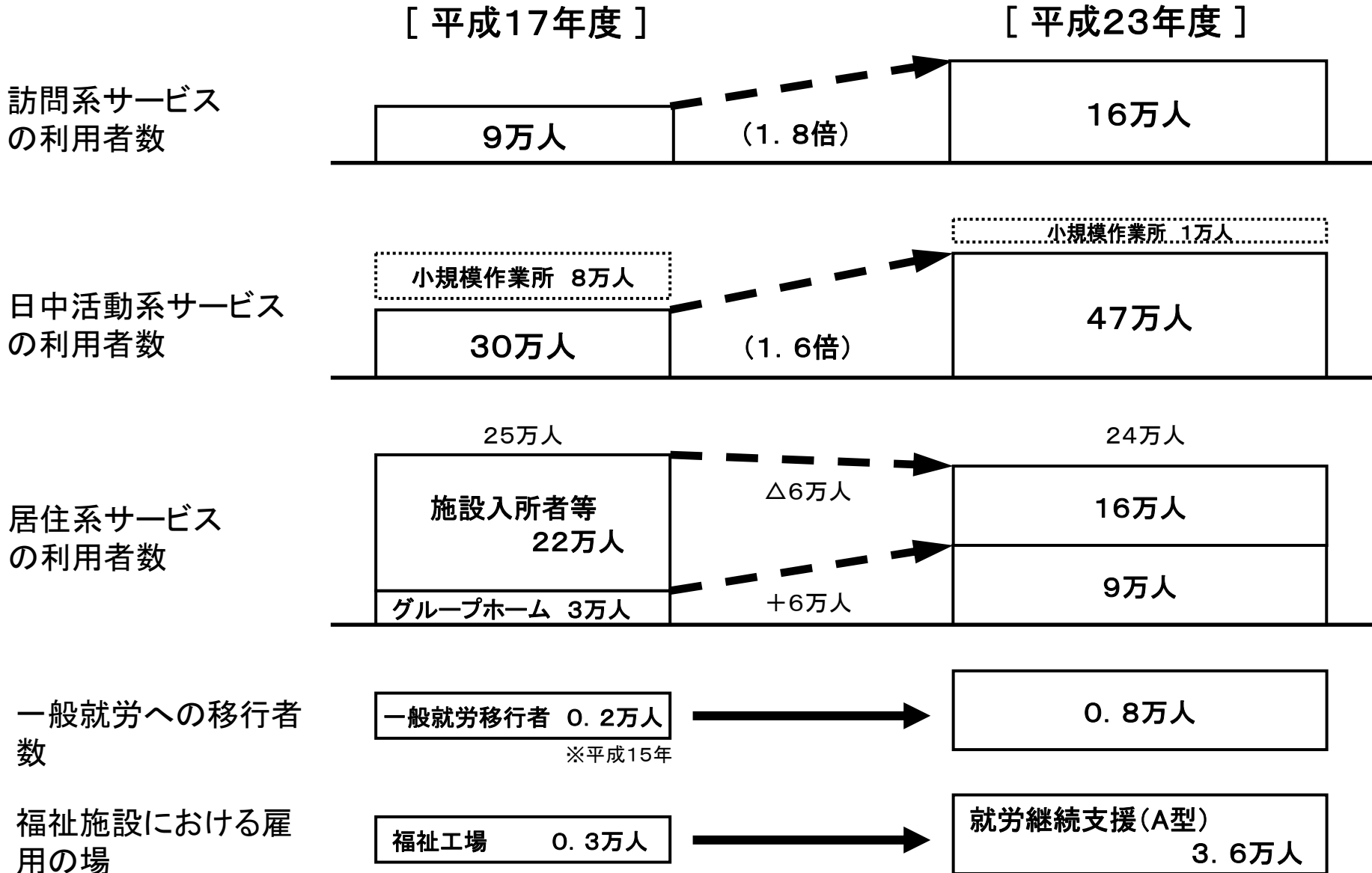
障害福祉計画の「基本指針」
及び
就労関係の数値目標について

障害福祉計画について

- 国は、「基本指針」において、障害福祉計画作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組みなど、下記の事項について定めるものとする
 - ・障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本事項
 - ・市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - ・その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 市町村及び都道府県は、国の「基本指針」を踏まえ、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら
数値目標を設定し、平成18年度中に平成20年度までを第1期とする障害福祉計画を策定するものとする



サービス利用者の将来見通し



※ 計数については、端数処理を行っているため、積み上げと合計が一致しない場合がある

障害福祉計画に盛り込むべき就労関係の目標について

障害福祉計画における「平成23年度中に、福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とする」という数値目標の達成に向けて、障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局等と連携して、下記について平成23年度における目標を設定することとする。

1. 就労移行支援事業の利用者数の目標の設定

平成23年度までに、現在の福祉施設利用者のうち2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。

2. ハローワーク経由による福祉施設利用者の就職件数

福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者がハローワークの支援を受けて就職できるよう、就労移行支援事業者等とハローワークの連携を促すなどの体制作りを行う。

3. 障害者委託訓練事業

委託訓練について、福祉施設利用者に対する年間実施計画数を設定し、福祉施設から一般就労への移行する者の3割が障害者委託訓練を受講することを目指す。

4. 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業

福祉施設から一般就労に移行する者の5割がトライアル雇用の開始者となることを目指す。

5. 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

福祉施設から一般就労に移行する者の5割がジョブコーチ支援を受けられるようにすることを目指す。このため、都道府県の労働担当部局においても、障害保健福祉担当部局とも連携し、ジョブコーチの計画的な養成を図る。

6. 障害者就業・生活支援センター

福祉施設から一般就労に移行するすべての者が、障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるようにすることを目指す。このため、全国すべての障害福祉圏域に1カ所ずつ当該センターを設置することを目指す。

○厚生労働省告示第三百九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十八年六月二十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本的な指針

障害保健福祉施策については、平成十五年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加する等サービスの量の拡充が図られてきたところである。

しかしながら、居宅介護事業（ホームヘルプサービス等）等について未実施の市町村（特別区を含む。以下同じ。）がみられるほか、精神障害者に対するサービスは支援費制度の対象となっていないなどあったこともあって、その立ち後れが指摘されていた。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた現行の福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められている。さらに、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活を支えてい

くために障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられるところである。

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）においては、こうした状況に対応して、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）の作成を義務付ける等、サービス体系全般について見直しが行われた。

この指針は、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成二十三年度末に向けて数値目標を設定するとともに、そこに至る中間段階の位置付けとして平成十八年度から平成二十年度までの障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和四十五年

法律第八十四号)の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種類、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進める。

2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(

法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

いわゆる小規模作業所の利用者の法に基づくサービスへの移行等を推進するとともに、希望する障害者等に日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。以下同じ。)を保障する。

3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ)。

）及びケアホーム（共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会（以下「地域自立支援協議会」という。）を設ける等のネットワークの構築を図る。

第二 障害福祉計画の作成に関する事項

一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一に掲げる障害福祉計画の基本的理念を踏まえるとともに、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

(一) 障害者等の参加

障害福祉計画の作成に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズを適切に把握するほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

(二) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等を始め地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

(三) 総合的な取組

障害者等の地域生活への移行、就労支援等の推進に当たっては、障害保健福祉の観点からのみならず、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、公共職業安定所、養護学校等の行政機関、企業、医療機関等の関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化等を進める。

2 平成二十三年度の数値目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応するた

め、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、まずはこれらの課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成二十三年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。

(一) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、障害福祉計画の作成時点（以下「現時点」という。）において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十三年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、現時点の施設入所者数の一割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成二十三年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から七％以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

(二) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成二十四年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成二十三年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値（平成十四年度にお

る退院可能精神障害者数に基づき市町村及び都道府県が定める数）を設定する。これとともに、医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

(三) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成二十三年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現時点の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成二十三年度までに現時点の福祉施設の利用者のうち、二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十三年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、三割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。

これらの数値目標を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関等との連携体制を整備することが必要である。

その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の数値目標の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。

なお、将来的には、各都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の上欄に掲げる事項について、平成二十三年度の数値目標を設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者の再チャレンジを促すような支援や、養護学校卒業者に対する就職の支援等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

3

障害福祉計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等を始め幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(一) 障害福祉計画作成委員会等の開催

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等を始め、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映するこ

とが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、法第八十八条第六項及び第八十九条第五項においては、障害者基本法第二十六条に基づく地方障害者施策推進協議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、同協議会を活用することも考えられる。

(二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画の作成に当たっては、労働担当部局、保健衛生担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。

(三) 市町村と都道府県との間の連携

市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、法の実施に関して一義的な責任を負っており、これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められる。特に、障害福祉サービスを提供するための福祉施設の整備等に関しては、広域的調整を図る役割を有している。

このため、障害福祉計画の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図

ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

特に、今回の法の施行により、従来、都道府県において実施されてきた事務の多くが市町村に移管されることになり、その円滑な移管が重要な課題である。また、障害福祉サービスの場合、利用者数が少ないために市町村の範囲を超えた広域的な対応が求められる場合も想定される。こうした状況を踏まえ、地域の実情に即した障害福祉サービスが提供されるよう、市町村と都道府県との十分な連携が必要である。

4 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の実情及びニーズを的確に把握することが必要である。

このため現行のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査を行うことが適当である。なお、ニーズ調査については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係

団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

5 事業者の新体系への移行希望の把握

法により従来の障害福祉サービス体系が新しいサービス体系に再編されることに伴い、都道府県が中心となって、従来の事業者に対して調査等を行い、新しいサービス体系への移行内容、移行時期等について把握することが必要である。この場合、市町村は、その実施に当たって協力することが適当である。

6 区域の設定

都道府県障害福祉計画（法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）においては、指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）又は指定相談支援（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（法第八十九条第二項第一号に規定する都道府県が定める区域をいう。以下同じ。）を定めるものとされており、各都道府県は、地域の実情に応じて、適切な範囲で当該区域を定めることが必要である。

7 住民の意見の反映

障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民

の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である。この場合、作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の参画、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

8 他の計画との関係

障害福祉計画は、障害者計画（障害者基本法第九条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、医療計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

また、市町村障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する市町村の基本構想に即したものとすることが必要である。

二 市町村障害福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第二に掲げる事項とする。

1 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第三を参考としつつ、支援費制度の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、事業者の新体系への移行希望等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

(二) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

(一) 実施する事業の内容

- (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

三 都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項とする。

1 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

- (一) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。

また、従来、障害福祉サービスが未実施であった市町村におけるサービスの確保や、立ち後れている精神障害者に対するサービスの充実に留意することが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

2 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の必要入所定員総数については、別表第三を参考としつつ、設定することが適当である。

3 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス、指定相談支援及び指定障害者支援施設の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等の事業者は、指定障害福祉サービス等に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組等を総合的に推進することが重要である。こうした取組を効果的に実施するためには、地域の

実情に応じ、指定障害福祉サービス等の事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者等を含めた地域自立支援協議会等のネットワークを構築し、関係者の連携の下、取組を進めることが必要である。

(一) サービス提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

法の下では、サービス提供に係る専門職員として、新たにサービス管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の事業者ごとに配置することとしており、これらの者に対する研修を実施することとしている。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従業者の養成等についても、新たに重度訪問介護従業者養成研修等を実施することとしている。

都道府県は、それぞれの研修を計画的に実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

(三) 障害者等に対する虐待の防止

指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じるように努めることが必要である。

都道府県や市町村においては、例えば地域自立支援協議会等の場の活用等により、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等につ

いて定めたマニュアルの作成等虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要である。

4 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

都道府県の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

(一) 実施する事業の内容

各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

(二) 各事業の見込量の確保のための方策

(三) その他実施に必要な事項

四 その他

1 障害福祉計画の作成の時期

障害福祉計画は、平成十八年度から平成二十年度までの三年間及び平成二十三年度における指定障害福祉サービス等の量の見込み等について定めるものであることから、遅くとも、平成十八年度中に作成することが必要である。

2 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

障害福祉計画は、三年を一期として作成することとする。このため、第二期障害福祉計画については、第一期障害福祉計画に係る必要な見直しを平成二十年度末までに行った上で、平成

二十一年度から平成二十三年度までを期間として作成することとする。

3 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

4 障害福祉計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画を作成するときは、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととする。また、市町村障害福祉計画を定めた際には、遅滞なく、公表するとともに、これを都道府県知事に提出することが必要である。

都道府県は、都道府県障害福祉計画を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

別表第一 福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定

事項	内容
<p>一 就労移行支援事業の利用者数</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の目標が達成できるよう、平成二十三年度までに現在の福祉施設の利用者のうち、二割以上の者が就労移行支援事業を利用することを旨とする。</p>
<p>二 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、平成二十三年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。</p>
<p>三 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十三年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、その受講者の数値目標を設定する。</p>
<p>四 障害者試行雇用事業</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、</p>

<p>業の開始者数</p>	<p>福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十三年度において、障害者試行雇用事業（障害者雇用の経験の無い事業主等に対し、障害者雇用に対する理解を深め、障害者雇用に取り組みきっかけ作りを行う事業をいう。以下同じ。）について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるように、その開始者の数値目標を設定する。</p>
<p>五 職場適応援助者による支援の対象者数</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行する者の職場適応を容易にするため、平成二十三年度において、職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による支援について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、その数値目標を設定する。</p> <p>また、平成二十三年度末までに障害者雇用納付金制度に基づく職場適応援助者助成金の対象となる職場適応援助者が全国で八百人養成されることを目指して、都道府県の労働担当部局においても、障害保健</p>

<p>六 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等</p>	<p>福祉担当部局とも連携し、その計画的な養成を図ることとする。</p> <p>都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を図るため、平成二十三年度において、福祉施設から一般就労に移行するすべての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）による支援を受けることができるようにすることを目指す。これらを含め、地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進するため、障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、すべての圏域に一か所ずつ設置することを目指す。</p>
-----------------------------------	---

別表第二一

事項	内容
一 市町村障害福祉計画の基本的理念等	市町村障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等
二 平成二十三年度の数値目標の設定	障害者について、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成二十三年度における数値目標を設定すること。
三 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	① 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 別表第三を参考として、平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。 ② 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。

<p>四 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項</p>	<p>市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
<p>五 市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>
<p>六 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価</p>	<p>各年度における市町村障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>

別表第三

一 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

<p>居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援</p>	<p>支援費制度等に基づくホームヘルプサービスの利用者数を基礎として、支援費制度導入以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たなサービス利用者の見込数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定める。</p>
<p>二 生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所 日中活動系サービス全体の見込量</p>	<p>次の①及び②を合算した数とする。</p> <p>① 支援費制度等に基づいて障害者等の支援を行う施設（以下「法定施設」という。）のサービス利用者及びいわゆる小規模作業所の利用者の合計数を基礎として、近年の利用者数の伸び、養護学校卒業者数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センター及び法定外施設（法定施設以外の施設をいう。）の利用者見込数を控除した数</p> <p>② 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して日中活</p>

生活介護		自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)
<p>動系サービスの利用が見込まれる者の数</p>	<p>現時点の法定施設の利用者のうち障害程度区分が区分三以上（入所の場合は、区分四以上）又は五十歳以上の区分二以上（入所の場合は、区分三以上）に該当する者の見込数を基礎として、現時点の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込んだ数に、いわゆる小規模作業所の利用者等のうち新たに生活介護事業の対象者と見込まれる者の数を加えた数を勘案して、量の見込みを定める。</p>	<p>現時点の身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、量の見込みを定める。</p>	<p>次の①から③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>① 施設入所者の地域生活への移行の数値目標を達成できるよう、現在の知的障害者等の施設入所者であって生活介護事業の対象と見込まれるもの以外のものうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数</p>

	就労移行支援
<p>② 地域において親等と暮らす者であって自立生活を希望するもののうち、生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数</p> <p>③ 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数（精神病院が病床を転換すること等により、自立訓練（生活訓練）事業又は就労移行支援事業として、退院可能精神障害者に対して、居住に係る支援を提供する場合の対象者を含む。）</p>	<p>次の①から③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>① 福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標が達成できよう、現時点の福祉施設の利用者であって生活介護事業の対象と見込まれるもの以外のものうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数</p> <p>② 養護学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数</p> <p>③ 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移</p>

	<p>行支援事業の対象者と見込まれる者の数（精神病院が病床を転換すること等により、自立訓練（生活訓練）事業又は就労移行支援事業として、退院可能精神障害者に対して、居住に係る支援を提供する場合の対象者を含む。）</p>
<p>就労継続支援（A型）</p>	<p>日中活動系サービス全体の見込量から、就労継続支援事業以外の介護給付等の対象者と見込まれる者の数を控除した数のうち、就労継続支援（A型）事業の対象として適切と見込まれる数を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>設定に当たっては、平成二十三年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の三割以上とすることが望ましい。</p>
<p>就労継続支援（B型）</p>	<p>就労継続支援事業の対象者と見込まれる数から就労継続支援（A型）事業の見込数を控除した数を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。）について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p>

療養介護	現時点の重症心身障害児施設（委託病床を含む。）、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを定める。
児童デイサービス	現時点の児童デイサービス事業の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害児を対象とした事業との役割分担を踏まえた上で、量の見込みを定める。
短期入所	現時点の短期入所事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる精神障害者の数等を勘案し見込んだ数に、障害者等のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定める。
<p>三 共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援</p> <p>共同生活援助</p> <p>共同生活介護</p>	<p>福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現時点の利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を</p>

<p>施設入所支援</p>	<p>合算した数から、量の見込みを定める。</p> <p>現時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数から、量の見込みを定める。</p> <p>なお、当該見込数は、平成二十三年度末において、現時点の施設入所者数の七割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた設定することが望ましい。</p>
<p>相談支援</p>	<p>障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、共同生活援助、共同生活介護及び重度障害者等包括支援を除く。以下この項において同じ。）の利用が見込まれる者のうち、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、量の見込みを定める。</p>

四 相談支援

別表第四

事 項	内 容
<p>一 都道府県障害福祉計画の基本的理念等</p> <p>二 平成二十三年度の 数値目標の設定</p>	<p>都道府県障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等</p> <p>障害者について、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成二十三年度における数値目標を設定すること。</p> <p>特に、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関等と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する数値目標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <p>① 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数</p> <p>② 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数</p> <p>③ 障害者試行雇用事業の開始者数</p> <p>④ 職場適応援助者による支援の対象者数</p>

三 区域の設定	⑤ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等
四 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	① 市町村障害福祉計画を基礎として、平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。 ② 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。
五 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数	平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めること。
六 指定障害福祉サービス等に従事する者又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。	指定障害福祉サービス等に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。

<p>の確保又は資質の向上のために講ずる措置</p>	<p>七 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項</p>	<p>八 都道府県障害福祉計画の期間及び見直しの時期</p> <p>九 都道府県障害福祉計画の達成状況の点検及び評価</p>
<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p>	<p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>	<p>都道府県障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p> <p>各年度における都道府県障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>